

## 規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改める。

第三条の二第一項中「、副研究所長」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四百四条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が当該単価契約の手續を要しないと認めるものにあつては、この限りでない。

第二百十条の六中「担保」の下に「又は電磁的記録で作成された保管有価証券」を加える。

第七十六条第二項中「電磁的記録で作成されている」を「物品管理システム（物品の管理を行うための電子情報処理組織をいう。第八十六条第二項において同じ。）に記録されている」に改める。

第七十七条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第八十六条第二項中「（物品の管理を行うための電子情報処理組織をいう。）及び「その他会計管理者が定める場合」を削る。

第八十九条第二項第一号を次のように改める。

一 第七十七条各号に掲げる物品（知事が特に必要と認めるものを除く。）

第八十九条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百九条第一項の表企画財政部企画総務課の項中「企画財政部企画総務課」の下に「及び情報システム課」を加え、同表県民生活部県政情報センターの項を削り、同表危機管理防災部危機管理課の項中「課長があらかじめ指定する主幹」及び「課長があらかじめ指定する職員」を「同」に改め、同表教育局福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課及び人権教育課の項中「教育局福利課」を「教育局財務課、福利課」に改め、同表春日部保健所及び熊谷保健所の項の次に次のように加える。

草加保健所	副所長（兼務である副所長を除く。）	所長があらかじめ指定する職員（草加児童相談所を本務とする職員を除く。）
	草加児童相談所を本務とする副所長	所長があらかじめ指定する職員（草加児童相談所を本務とする職員に限る。）

第二百九条第一項の表産業技術総合センターの支所の項中欄中「指定する」の下に「副所長又は」を加え、同表農業技術研究センターの項中欄中「同」を「所長があらかじめ指定する副所長又は担当部長」に改め、同表水産研究所の項中欄中「同」を「所長があらかじめ指定する担当部長」に改め、同表県立久喜図書館の項を削り、同表県立さきたま史跡の博物館、県立近代美術館、県立加須げんきプラザ及び県立大滝げんきプラザの項中「、県立近代美術館」を削り、「同」を「所長があらかじめ指定する職員」に改め、同項の次に次のように加える。

県立近代美術館	教育主幹	同
---------	------	---

第二百九条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター（総務部文書課並びに農林部畜産安全課、生産振興課及び森づくり課を除く。）の項中「総務部文書課並びに」を「総務部文書課、」に改め、「森づくり課」の下に「並びに都市整備部市街地整備課」を加え、同表農林部畜産安全課、生産振興課及び森づくり課の項の次に次のように加える。

都市整備部市街地整備課	同
-------------	---

第二百九条第二項の表教育局の課（教育政策課を除く。）の項中「課（」の下に「総務課及び」を加え、同表教育局教育政策課の項中「教育局教育政策課」を「教育局総務課及び教育政策課」に改め、同表警察本部の課（交通指導課を除く。）、「室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部の項中「課（」の下に「会計課及び」を加え、同表警察本部交通指導課の項中「警察本部交通指導課」を「警察本部会計課及び交通指導課」に改め、同表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕・公園事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、大宮北特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけや

き特別支援学校を除く。)及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。)の項中「、宮繕・公園事務所」を削り、同表南児童相談所、川越児童相談所、熊谷児童相談所及び越谷児童相談所の項中「及び越谷児童相談所」を「、越谷児童相談所及び草加児童相談所」に改め、同表農業大学の項の次に次のように加える。

水産研究所	同
-------	---

様式第二十二号(一)中「めて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第四十二号(二)中「氏名」を削る。

様式第六十三号(二)を次のように改める。

様式第63号(2) (第77条関係)

収 納 金 日 計 表

No. \_\_\_\_\_

①

書類区分			元号		年度		
1	3	4	5	6	7	8	
F	4	1					

通知書件数	
9	11
件	

電 算 用

  

区 分	収 納 額										負符号				
本日分	12										25	26			
	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	

  

収納年月日	金融機関コード
27	32
	33
	39

  

誤った日の記入欄	
40	45

(宛先)  
埼玉県会計管理者

埼玉県指定金融機関、指定代理金融機関  
又は収納代理金融機関

㊟

(注) 1 金額の頭部に「¥」、「△」又は「-」等の符号を記入しないこと。  
 2 金額がマイナスの場合には、「負符号」の欄に「-」の符号を必ず記入すること。  
 3 「収納年月日」及び「金融機関コード」は、必ずゴム印を使用すること。  
 4 県営住宅家賃等(磁気テープ交換収納分)及び入学期等(磁気テープ交換収納分)については、書類区分を各々「F43」又は「F44」として作成すること。

金融機関→会計管理課

「年度」  

6	8
—	—
—	—

を  
「年度」  

6	7	8
—	—	—
—	—	—

に改め

「予定価格」  
 (予定価格の100/108) 円) 「予  
 最低制限価格 (を  
 (最低制限価格の100/108) 円) ]」

定 価 格 円  
 ※予定価格の100/108 (又は1000/110) 円) 円) 同様式  
 最低制限価格 円) ]」

(※最低制限価格の100/108 (又は1000/110) 円) ]」  
 の備考中4を5とし、1から3をびを2から4をびとし、1として次のように加える。

- ※印の欄には、100を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に100を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。

様式第百十五号中「(日本工業規格B列4番)」を削る。  
 様式第百二十一号(四)、様式第百二十一号(十三)及び様式第百二十六号(三)中「(日本工業規格A列4番)」を削る。

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。